

福岡市建築基準法施行細則(昭和46年福岡市規則第83号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(認定の申請等)</p> <p>第15条 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の4、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第137条の12第<u>6</u>項若しくは第<u>7</u>項又は令第137条の16第1項第2号の規定による認定を申請しようとする者は、規則第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(認定の申請等)</p> <p>第15条 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで、法第68条の4、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、令第131条の2第2項若しくは第3項、令第137条の12第<u>11</u>項若しくは第<u>12</u>項又は令第137条の16第1項第2号の規定による認定を申請しようとする者は、規則第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>施行令改正(R7.11.1施行)に伴う引用条項の整理</p>